

指定居宅介護支援事業所運営規程

『ルーエンハイム川口居宅介護支援センター』

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人かつみ会(以下「事業者」という)が開設するルーエンハイム川口居宅介護支援センター(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者」という)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との十分な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ルーエンハイム川口居宅介護支援センター

(2) 所在地 埼玉県川口市上青木6-15-18

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(介護支援専門員兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2) 介護支援専門員 1人以上(常勤・非常勤職員)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8:30から午後5:30までとする。

(3) 連絡体制 休業日、営業時間外であっても電話転送等により24時間常時対応が可能な体制をとる。

(サービス提供開始)

第6条 利用者は複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることができると共に、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができる。

(事業の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 事業の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内(必要に応じて居宅訪問を実施)

(3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅）

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上

(5) モニタリングの結果記録 月1回

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり100円を請求します。

3 前項費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

（通常の実施区域）

第8条 通常の事業の実施地域は、川口市・戸田市・蕨市・さいたま市・吉川市・足立区・北区とする。

（苦情処理）

第9条 自ら提供した指定居宅支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる

2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員若しくは紹介に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第10条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で利用者家族の個人情報を用いません。

（虐待防止に関する事項）

第12条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止対策を検討及び結果の周知

(2) 虐待防止の指針の整備

(3) 従業者に対する定期的な研修の実施

(4) 虐待防止に関する措置の担当者の配置

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 サービス提供中に当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（事業継続計画）

第13条 業務継続計画の策定等にあたって、感染や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務計画を策定するとともにその計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第14条 事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後1か月以内

（2）継続研修 年4回

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人かつみ会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. 平成29年 12月 1日から施行する。

2. 令和6年 1月1日から施行する。

3. 令和6年 4月1日から施工とする。

